

障害者差別解消に関する主な他府県条例の構成と検討事項について

※ 「○」=規定ありもしくは関連する規定あり、「-」=規定なし

障害者差別の解消に関する条例の検討における主な論点について

検討事項	主な論点と他府県条例における規定
①基本理念 等	<p>【主要論点①】 条例において都が示すべき基本理念とはどのようなものか</p> <p><栃木県> 基本理念として以下の3点を規定 ①「すべての人の基本的人権の享有」 ②「誤解や偏見に基づく差別の解消」 ③「多様な主体の相互協力による差別の解消」</p>
②都民及び事業者の理解促進	<p>【主要論点②】 都民や事業者の責務をどう考えるのか</p> <p><茨城県> 県民及び事業者が努めるものとして以下の4点を規定 ①「障害のある人の社会参加支援」 ②「障害への理解を深め、差別解消等の施策への協力」 ③「障害のある人等が支援を求めやすい環境の実現」 ④「(障害のある人が)自らの障害特性等について県民等に伝えて理解を得る」</p>
③事業者による取組の推進	<p>【主要論点③】 多様な企業が集積する都における事業者の取組支援をどのように規定するか</p> <p><埼玉県> 共生社会の推進に功績のあると認められるものを表彰できる旨規定</p> <p><徳島県> 県民及び事業者の取組を進めるため、「県民、事業者等の自発的活動を促進するための情報の提供、助言等」を県が行う旨規定</p>
④情報保障の推進	<p>【主要論点④】 多様な手段による情報の取得や意思疎通の推進をどのように位置付けるか</p> <p><徳島県> 「情報の取得、コミュニケーションに対する支援」として1節を設け、以下を規定 ①「情報の取得及び意思疎通における障壁の除去」 ②「障害のある人に配慮した情報発信等」 ③「意思疎通等の手段の普及」 ④「意思疎通支援者の養成等」 ⑤「災害時等の情報の確保」</p> <p><神奈川県> ※手話言語条例 手話が意思疎通及び情報取得又は利用のための言語である旨定め、手話の普及等に関する基本理念、県、県民、事業者の役割を規定</p>

障害者差別の解消に関する条例の検討における主な論点について

検討事項	主な論点と他府県条例における規定
	<p style="text-align: center;">【主要論点⑤】 既存の相談窓口を踏まえた相談体制のあり方をどう考えるか</p>
	<p>〈大阪府〉 府に広域相談員を置くとした上で、その業務について、以下を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「相談事案に対応する市町村の機関(相談機関)の事案解決を支援するための助言、調査及び関係者間の調整」 ②「障害者等からの相談に応じ、相談機関と連携して必要な助言、調査及び関係者間の調整」 ③「相談機関相互の連携の促進、相談事案にかかる情報の収集および分析」
⑤相談・紛争解決の仕組み	<p style="text-align: center;">【主要論点⑥】 実効性確保のあり方についてどう考えるか</p>
	<p>〈千葉県〉 「解決のための手続き」として1節を設け、以下を規定(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「(地域相談員への)相談」 ②「助言及びあっせんの申し立て」…知事に対して当事者、家族等が申し立てる ③「事実の調査」…知事が行う ④「助言及びあっせん」…知事が調整委員会(知事の附属機関)に審理を求める ⑤「勧告等」…助言又はあっせんに従わない場合、調整委員会が 知事に対して差別の解消を勧告 ⑥「意見の聴取」…知事は、勧告を行う前に意見の聴取を行う ⑦「訴訟の援助」…助言又はあっせんの審理を行った事案について、 調整委員会が必要と認めるときは、費用の貸付け等を行う ⑧その他(貸付金の返還、秘密の保持)

(2) 検討の進め方について

- 条例案の作成に当たり、様々な立場の方々から意見を聴く場として、本検討部会を全9回程度開催。
- 各回のテーマに応じ、ゲストスピーカーを招へい
- ヒアリングの実施について
 - 1 当事者団体ヒアリング実施の時期
 - ・4月下旬から5月中旬にかけて実施予定
 - ・第3回検討部会において、結果を報告
 - ・事業者団体へのヒアリングについては、平成29年夏頃に別途実施予定
 - 2 実施方法
 - (1)3回程度に分けてグループごとに実施をする。
 - (2)ヒアリングにあたっては事前に意見書の提出をお願いしたい。
 - 3 その他
 - ヒアリング実施は主に事務局が行うが、出席可能な委員は参加をお願いしたい。

条例検討部会における検討の進め方について

障害者差別解消に係る条例制定に係る検討部会	H29.3.7	資料4-2
-----------------------	---------	-------

回	日程	主な議題(案)	関連事項
第1回	3月7日	【テーマ①】検討における主な論点について 【テーマ②】検討の進め方について	本日検討
第2回	4月下旬	・前回の議論の振り返り 【テーマ①】都民、事業者の理解促進(普及啓発)について (主要論点:都民及び事業者の責務をどのように考えるか。)	【4月下旬以降】 当事者団体を中心に ヒアリングを実施
第3回	5月下旬	・前回の議論の振り返り 【テーマ①】団体ヒアリングの結果について 【テーマ②】情報保障の推進について(第1回) (主要論点:多様な手段による情報の取得や意思疎通の推進の位置づけ方)	
第4回	6月下旬	・前回の議論の振り返り 【テーマ①】情報保障の推進について(第2回) (主要論点:多様な手段による情報の取得や意思疎通の推進の位置づけ方) 【テーマ②】相談・紛争解決の仕組みについて(第1回) (主要論点:既存の相談窓口を踏まえた相談体制のあり方について)	【7月下旬】 第三回地域協議会 【7月から8月頃】 事業者等関係団体 へのヒアリングを実施
第5回	8月上旬	・前回の議論の振り返り 【テーマ①】関係団体等へのヒアリング結果について 【テーマ②】相談・紛争解決の仕組みについて(第2回) (主要論点:実効性確保の仕組みについてどう考えるか)	
第6回	9月上旬	・前回の議論の振り返り 【テーマ①】事業者による取組の推進について (主要論点:多様な企業が集積する都における支援のあり方) 【テーマ②】条例の理念等総則について (主要論点:条例において都が示すべき基本理念とは何か) 【テーマ③】これまでの議論の整理(第1回)	
第7回	10月下旬	・前回の議論の振り返り 【テーマ①】これまでの議論の整理(第2回) 【テーマ②】条例の名称について、その他	
第8回	11月下旬	・前回の議論の振り返り 【テーマ①】条例の骨子について 【テーマ②】パブリックコメントの実施について	【12月下旬】 第四回地域協議会 【1月から2月】 パブリック コメントの実施
第9回	3月上旬	【テーマ①】パブリックコメントの結果について 【テーマ②】これまでの議論のまとめ	

※ 各回の議題に応じゲストスピーカーを適時招へいする。